

令和3年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	令和3年2月12日
件 名	「婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市朝日2丁目238番地WRG A-1308 尾 関 行 雄
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工藤日出夫、今 関 公 美

【請願趣旨】

2013年9月4日最高裁判所は、裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法第900条ただし書を憲法違反とした。この規定は、同じ年の12月の臨時国会で民法が改正されて発効されている。法務省は出生届の嫡出子と嫡出でない子の別の記載欄をなくす為の「戸籍法改正案」を予定していたが、9月26日最高裁判所小法廷が「嫡出子と嫡出でない子の別」の規定を合憲としたことから、法務省は戸籍法の改正を見送った。近年諸外国では婚外子差別撤廃が進み、嫡出子と嫡出でない子の区別自体が子どもへの差別であるとして法改正が進んでおり、日本も相続分差別撤廃したと同様に婚外子の人権尊重の為に一刻も早く戸籍法の改正が望まれる。

2005年11月には制度改正で、婚外子に戸籍記載が「男」・「女」から「長男」・「長女」の記載方法に改正されたが、法改正以前の出生子は、「男」・「女」と記載されており、母親・本人の申出で記載の変更は可能であるが、まだ婚外子差別の要因が残っている。続柄欄は出生順が必要としていたのは、戦後廃止された家督相続の順番を明らかにする為であったが、現在は必要ないものであり、続柄欄を廃止して、性別を明らかにする為に「性別欄」を新設することも考えられる。

【請願事項】

次のことの戸籍法改正等を求めたい。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除して出生届の「嫡出子と嫡出でない子」の別の記載欄を廃止する。
- 2 戸籍法第13条第1項第4号と第5号を改正し、戸籍の実父母・養父母との続柄を廃止し、性別欄を設ける。

北本市議会は国に対して、戸籍法の改正を強く求めることを市議会として意見書を採択して地方自治法第99条の規定により意見書を国に提出していただきたく請願いたします。

議提第2号

婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年3月24日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	金森	すみ子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美
賛成者	北本市議会議員	岡村	有正
賛成者	北本市議会議員	桜井	卓
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	松島	修一
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様

婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書

2013年9月4日最高裁判所の判決により、民法第900条第4号ただし書前段にある、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とする定めが、法の下での平等に反するとして違憲とされたことから、同年12月の臨時国会で改正されました。

これにより現在、出生届の嫡出子と嫡出でない子の別の記載欄の必要性がなくなっています。また、2004年11月の戸籍法施行規則の改正により、婚外子の戸籍の続柄欄が「男」「女」から、「長男」「長女」に改められましたが、改正前に出生届がなされた婚外子は「男」「女」のままです。これは申し出により記載の変更が可能です。制度改正を知らない人も多いのが現状です。

そもそも、長男、二男などの出生順序は、家督相続制度において必要とされたものであり、現在では必要がありません。婚外子を理由に、進学、就職、結婚などで不当な差別を受けることがあってはならないことから、その要因の可能性がある戸籍の記載については改善の必要があります。

以上のことから、婚外子の差別撤廃に向け、国に対し、下記のとおり戸籍法の早期改正を強く求めます。

記

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届の嫡出子と嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第1項第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母と養親との続柄を廃止し、新たに性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣